

瀬戸市子ども・若者センター条例をここに公布する。

令和2年12月18日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第44号

瀬戸市子ども・若者センター条例

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例（平成22年瀬戸市条例第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、瀬戸市子ども・若者センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 子ども及び若者の最善の利益の実現を基本理念として、本市の未来を担う子ども及び若者が、それぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるようにするため、並びに社会的自立に困難を有する子ども又は若者及びその家庭への支援を行うため、センターを設置する。

（位置）

第3条 センターの位置は、瀬戸市栄町45番地とする。

（分掌事務）

第4条 センターの分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業に関すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条に規定する業務に関すること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に定め

る児童虐待に関すること。

(4) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に定める子ども・若者育成支援に関すること。

(5) 子ども・若者育成支援推進法第15条第1項に規定する関係機関等との連携に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、子ども及び若者に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

（開館時間）

第5条 センターの開館時間は、午前9時15分から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日（第1日曜日及び第3土曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（職員）

第7条 センターに、センター長その他の職員を置く。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 (第 5 条関係)			別表第 1 (第 5 条関係)		
職種	職務の級	基準となる職務	職種	職務の級	基準となる職務
<省略>			<省略>		
(14)学校教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>子ども・若者センター</u> における相談員の職務 4 <省略>	(14)学校教育職	1 級	1 及び 2 <省略> 3 <u>家庭児童相談室</u> における相談員の職務 4 <省略>
<省略>			<省略>		

(パーティセと市民交流センター条例の一部改正)

第 3 条 パルティセと市民交流センター条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第 2 条 <省略>	第 2 条 <省略>

2 パルティセと市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

2 パルティセと市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)及び(2) <省略>

(3) キッズルーム

(4) 家庭児童相談室

(5) <省略>

(6) <省略>